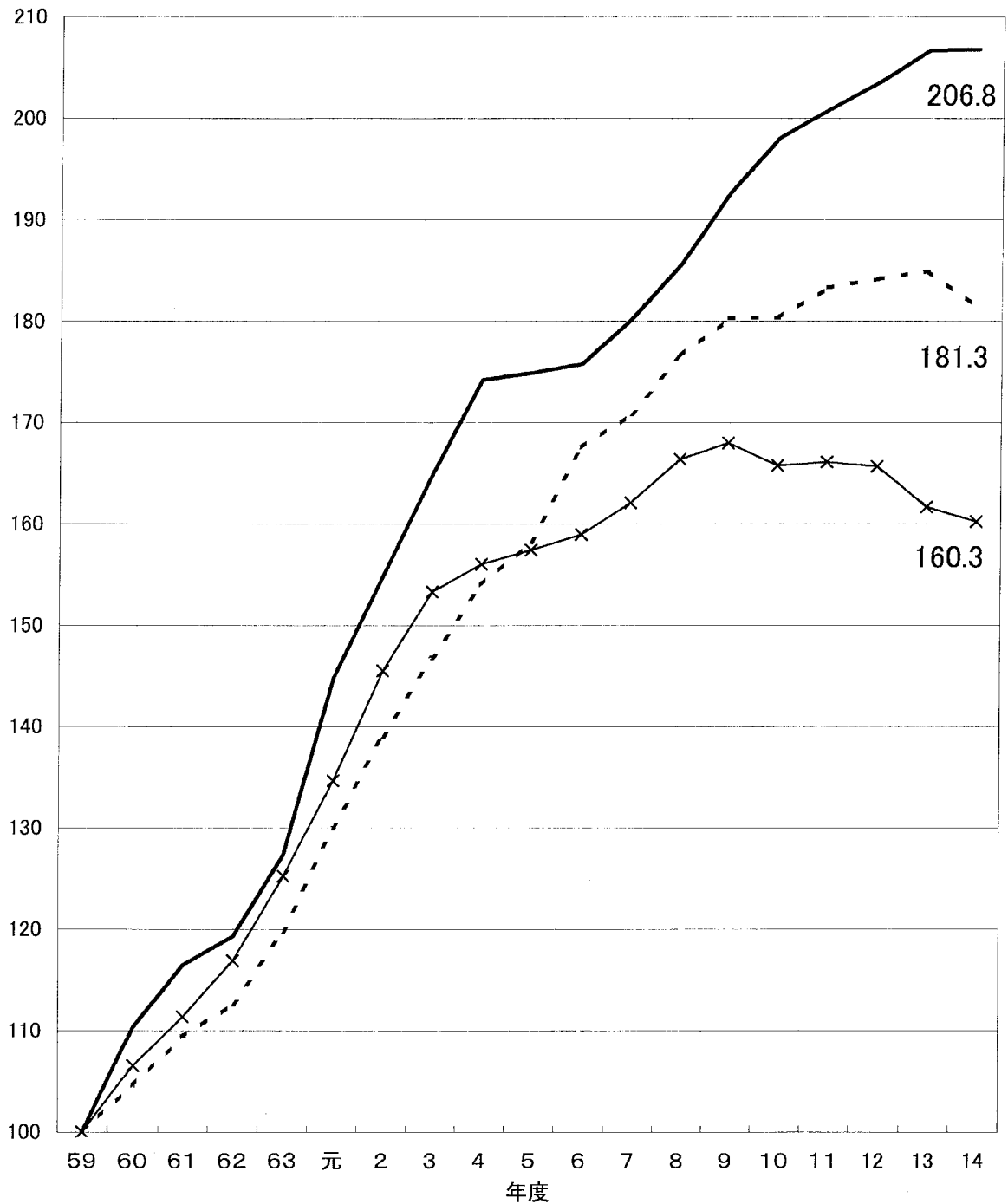


· 資 料

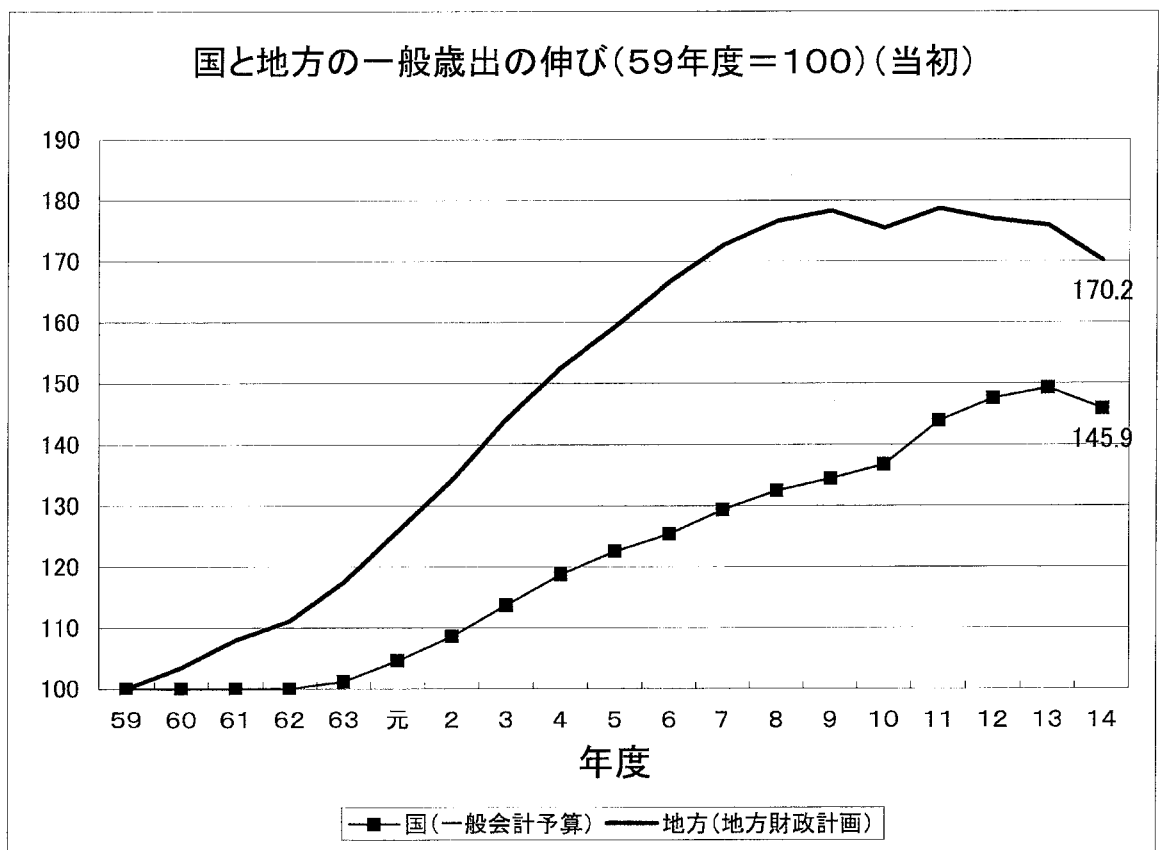
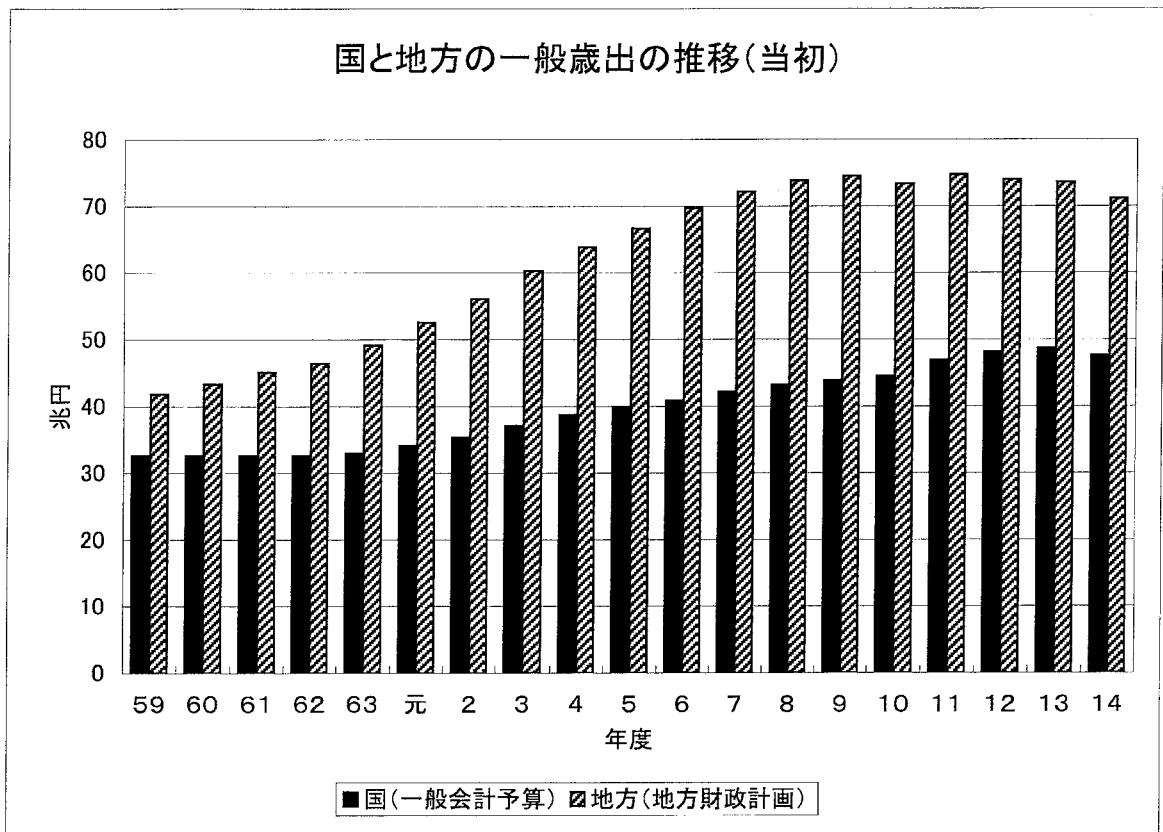
地方の歳出総額と基準財政需要の伸び
(59年度=100)(当初)



— 基準財政需要総額(当初算定) - - - 地方財政計画歳出総額 —×— 名目GDP

(注)13年度及び14年度の基準財政需要額には、臨時財政対策債振替額を含めている。

[資料 1-2]

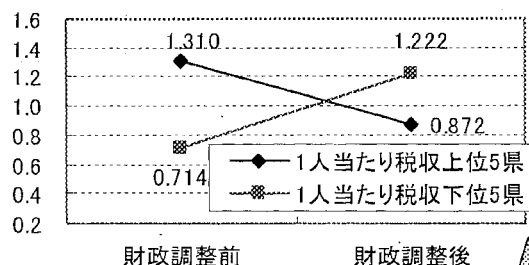


財政調整状況の国際比較

日本

過疎地での行政効率の低さを調整すること等により、低税収の自治体と高税収の自治体との1人当たり歳入が、財政調整により逆転。

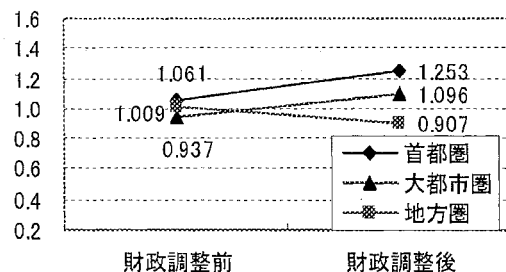
日本(都道府県)(1999)



イギリス

都市部における行政需要(高人員費、失業、治安等)を大きく評価するため、都市部への配分が大きくなっている。

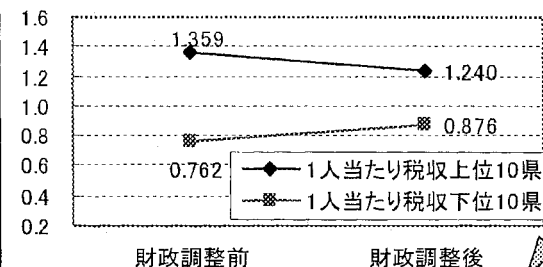
イギリス(イングランド)(1999)



フランス

1人当たり税収の格差を考慮した財政力基準により、一定の1人当たり歳入の均等化効果は見られるが、他の要素での配分も多く、効果は限定的。

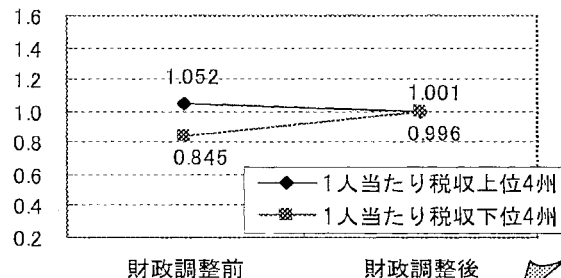
フランス(県)(1997)



ドイツ

付加価値税の配分、州相互間での水平調整、連邦からの交付金の3段階の調整により、1人当たり税収をほぼ完全に均等化。

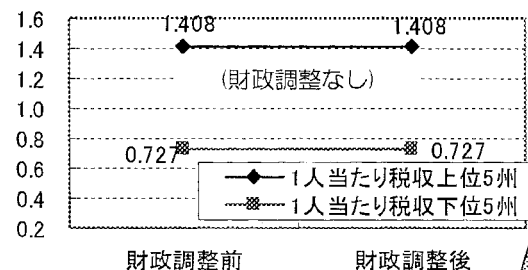
ドイツ(旧西ドイツ地域州)(1998)



アメリカ

財政調整は行われていない。

アメリカ(州)(1996)



これらのグラフは、各国の1人当たり歳入平均値を1とし、財政調整前と後の1人当たり歳入格差を示したもの。

「地方財政システムの国際比較」
(2002年6月 財務総合研究所)

より抜粋

[資料 1-4]

一般財源の人口1人当たり額の状況(12年度)

- ・ 人口一人当たりの地方税収は、東京都の一極集中。
- ・ 地方税収入の少ない自治体ほど交付税額が多い傾向。
- ・ 地方税収の少ない自治体では、交付税額の方がはるかに多い。
- ・ 結果として、財政力指数の小さい自治体ほど、人口1人当たりの一般財源の総額が大きくなるという状況。

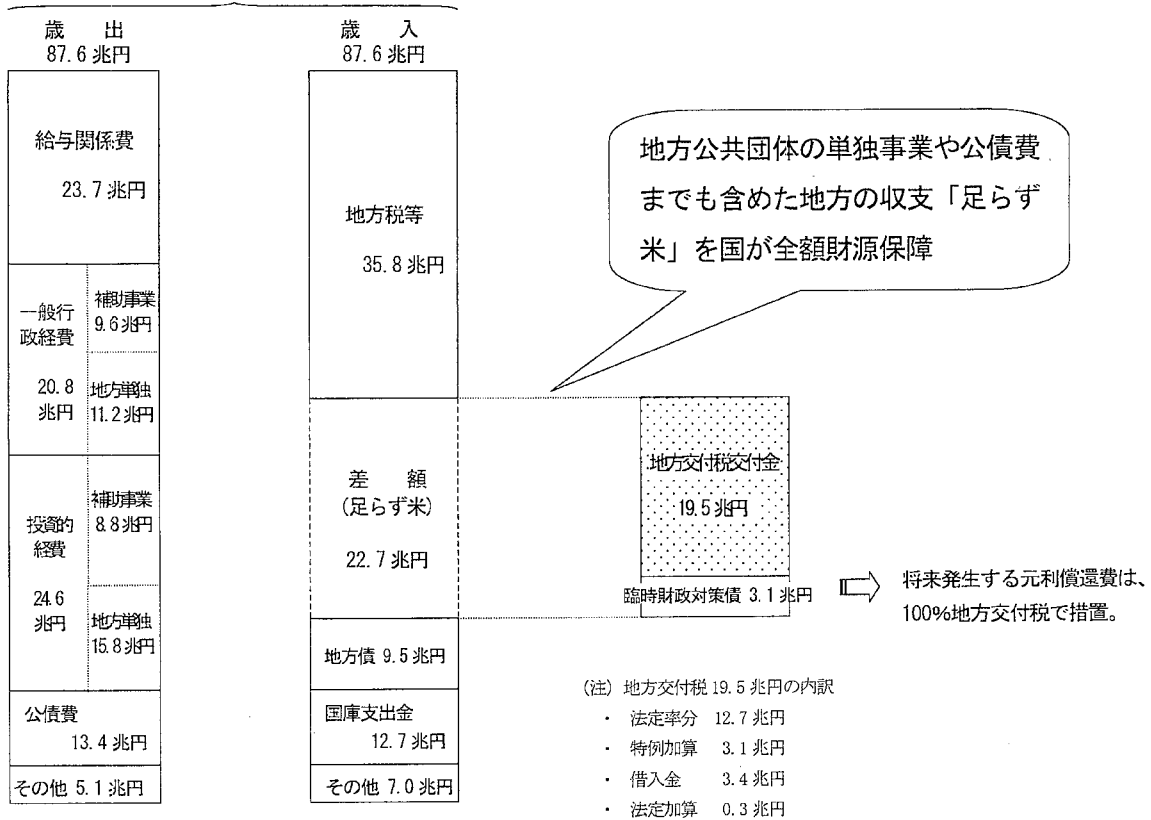
(単位:円)

財政力指数	都道府県別	一般財源				
		地方税	地方交付税	地方特例交付金	地方譲与税	
1.0以上の団体	東京都	282,562 (194,554)	269,030 (181,021)	-	13,287	245
0.8~1.0 の団体	愛知県	152,956	128,238	23,392	668	659
	神奈川県	129,994	98,076	30,521	1,102	295
	大阪府	150,496	112,849	36,501	606	539
0.5~0.8 の団体	静岡県	174,473	115,711	56,870	938	954
	埼玉県	135,142	86,200	47,121	1,111	710
	千葉県	141,796	89,974	50,181	1,048	594
	兵庫県	168,081	89,661	76,768	918	733
	京都府	182,741	97,320	83,994	801	626
	福岡県	160,173	86,622	72,052	798	701
	茨城県	184,335	98,925	83,439	844	1,128
	群馬県	202,034	104,199	95,777	840	1,218
	栃木県	207,789	106,652	99,039	772	1,326
0.4~0.5 の団体	宮城県	197,018	95,525	99,778	824	890
	三重県	220,197	106,373	111,574	849	1,401
	広島県	188,426	93,244	93,217	965	1,000
	滋賀県	232,213	109,743	120,626	541	1,304
	岐阜県	215,179	99,330	113,389	966	1,493
	長野県	237,979	105,496	129,951	921	1,611
	岡山県	217,659	92,622	122,615	907	1,515
	福島県	234,782	99,033	133,455	486	1,808
	新潟県	239,805	95,885	141,356	728	1,836
	石川県	260,756	106,668	151,707	915	1,467
0.3~0.4 の団体	山口県	248,038	95,788	149,737	846	1,666
	香川県	253,763	98,429	153,094	886	1,354
	富山県	270,514	100,284	167,400	1,083	1,747
	北海道	245,783	91,022	151,912	759	2,090
	福井県	329,109	120,574	205,920	698	1,918
	愛媛県	237,686	84,022	151,327	643	1,695
	奈良県	210,981	77,608	131,387	970	1,015
	熊本県	229,216	77,625	149,432	677	1,481
	山梨県	303,423	105,043	196,218	722	1,440
	山形県	283,138	84,647	195,515	833	2,144
0.3未満の 団体	大分県	276,948	81,799	192,554	717	1,878
	佐賀県	303,656	92,335	209,392	505	1,423
	鹿児島県	264,911	76,849	185,705	595	1,762
	岩手県	293,995	84,329	206,618	776	2,271
	青森県	274,891	80,580	191,974	687	1,650
	長崎県	254,322	66,780	185,658	715	1,169
	和歌山県	282,995	79,838	200,885	674	1,598
	宮崎県	279,996	75,874	201,523	649	1,950
	徳島県	331,347	96,015	232,644	740	1,948
	秋田県	310,223	80,175	227,257	667	2,125
	沖縄県	237,868	62,269	174,668	443	488
	鳥取県	372,354	89,345	279,655	876	2,478
	島根県	390,618	87,235	299,795	757	2,832
高知県	353,896	76,636	273,929	776	2,556	
全国平均		208,832 (200,595)	112,487 (104,250)	93,304	1,993	1,048

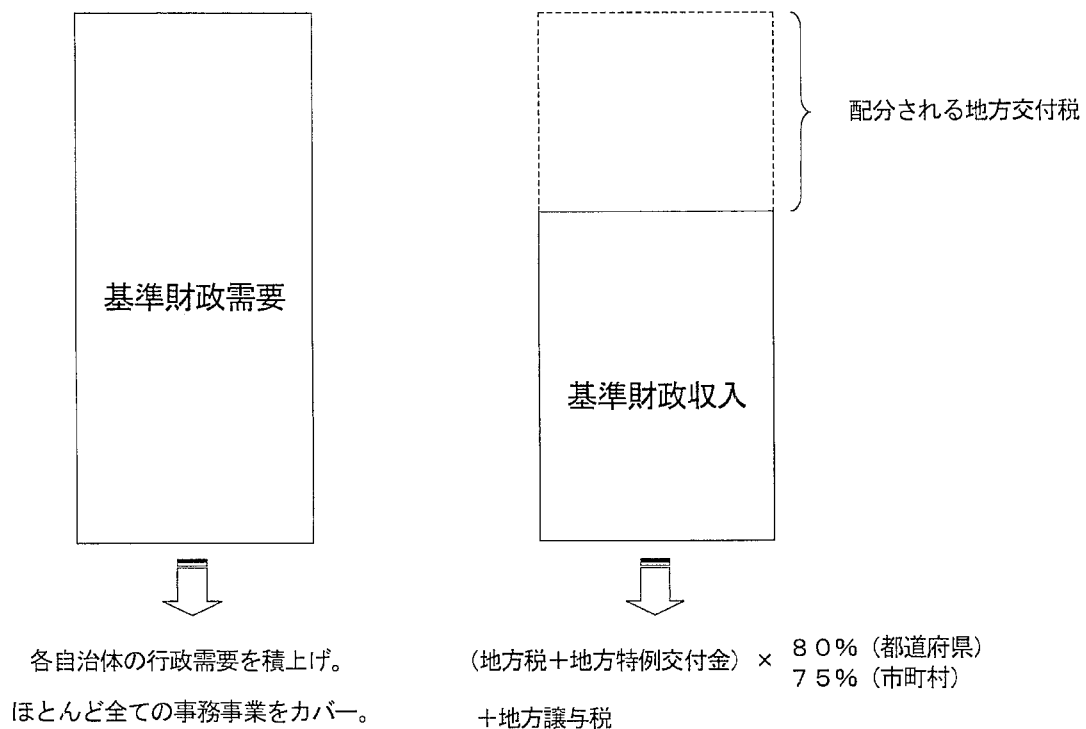
- (注)1 (1) 地方税の額は、東京都以外の団体については利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金(以下「6交付金」という。)として市町村に交付する額を除いたものである。
- (2) 東京都の地方税については、上記6交付金のほかに特別区財政調整交付金を除き、特別区財政調整納付金を加えたものである。なお、()内の数値は、東京都の地方税に都が徴収した市町村税相当額が含まれていることを考慮し、上記6交付金のほかに当該市町村税相当額を除いたものを計上している。
- 2 人口1人当たり額は、平成13年3月31日現在住民基本台帳登録人口で除して得た額である。

マクロ（総体としての地方）の財源保障

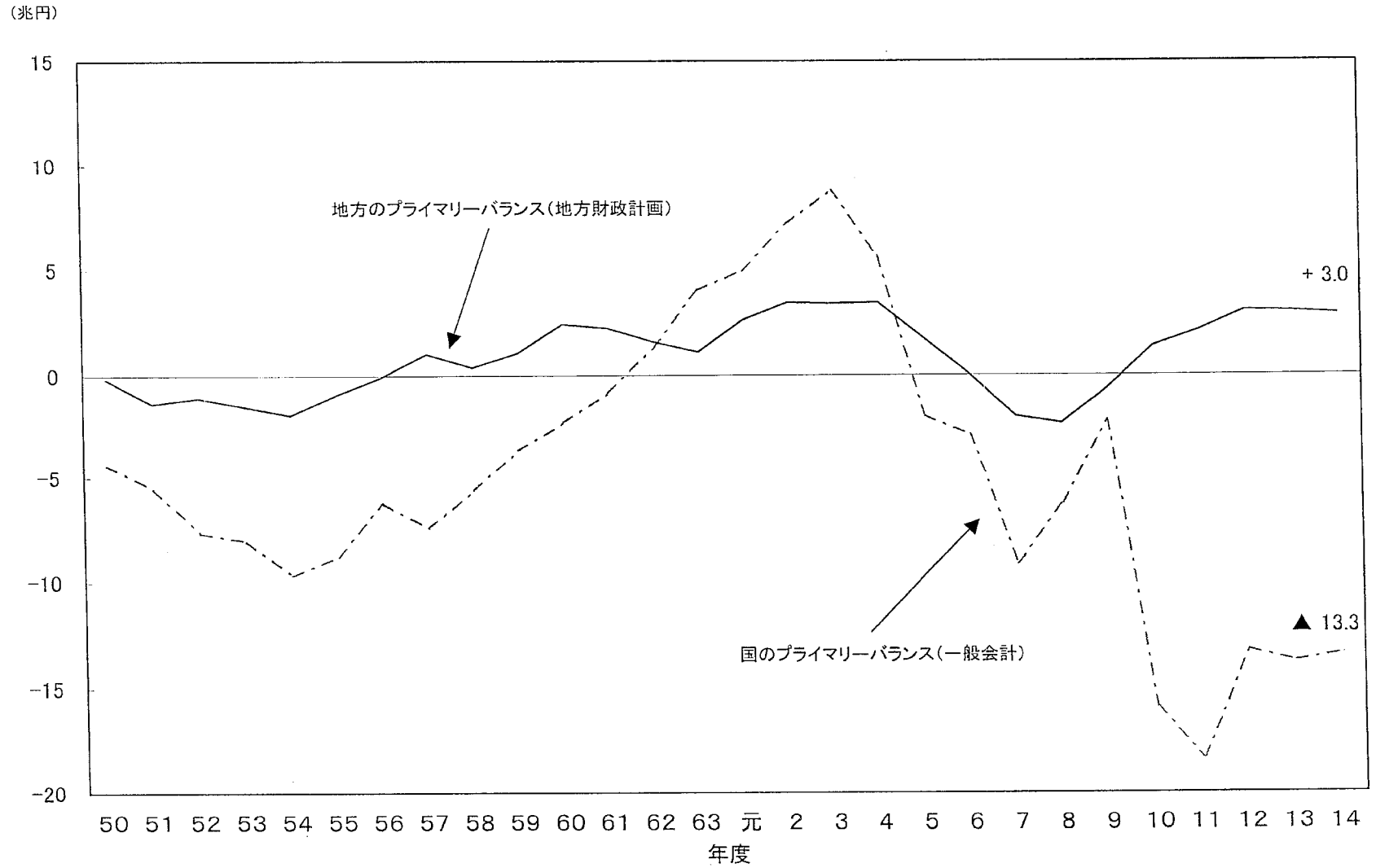
地方財政計画（平成 14 年度）



ミクロ（各自治体）の財源保障



国(一般会計)及び地方(地方財政計画)のプライマリーバランスの推移



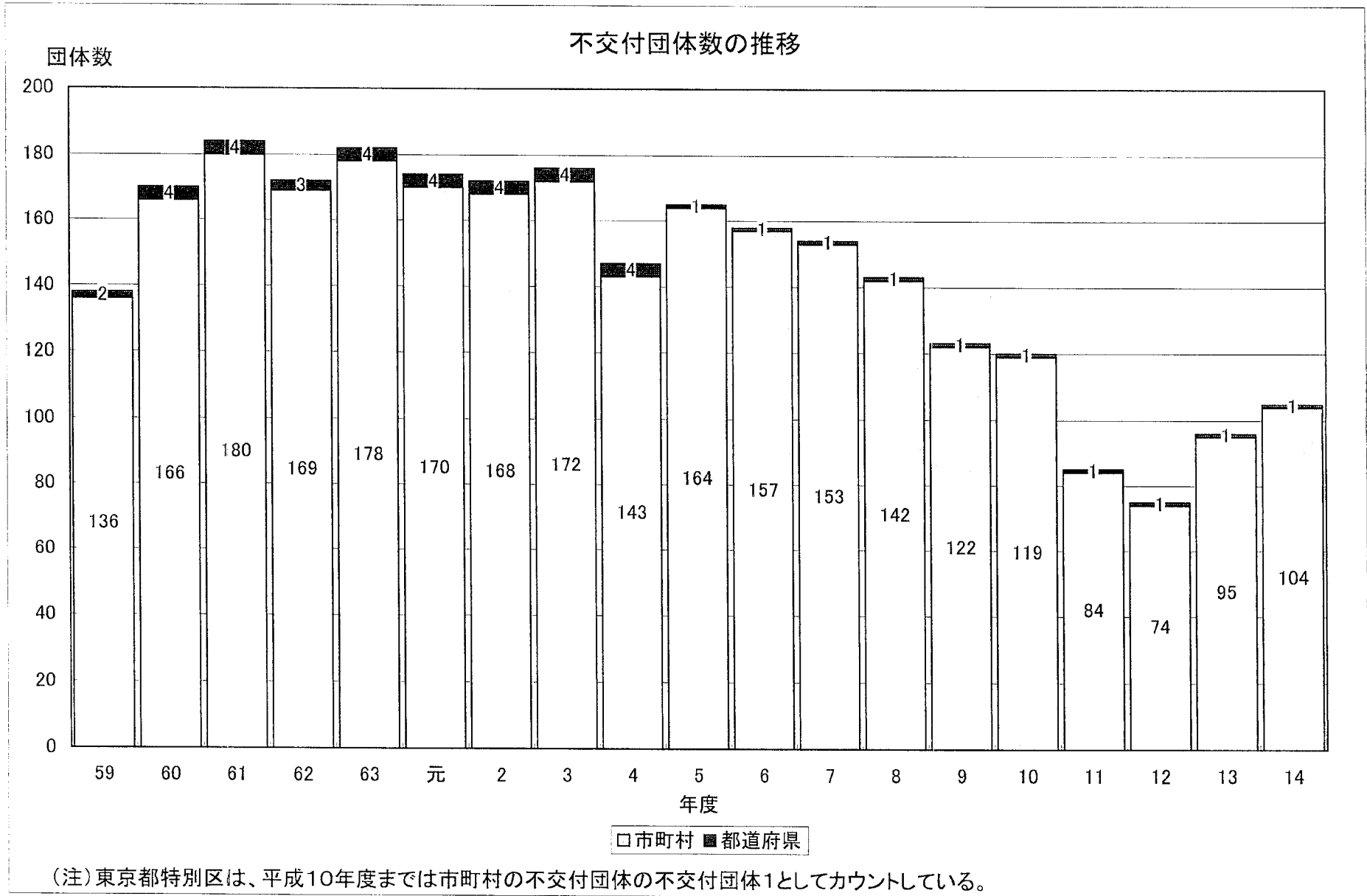
(注) 1. 国のプライマリーバランスは、「国債費－公債金収入」。14年度を除き補正後予算ベース。14年度は当初予算ベース。
 2. 地方のプライマリーバランスは、「(公債費＋公営企業繰出金のうち企業債償還費)－地方債」。

平成14年度地方財政計画

(単位: 億円, %)

区分	13年度		14年度			
		伸率		増減額	伸率	構成比
地方税	355,810	1.5	342,563	▲13,247	▲3.7	39.1
地方譲与税	6,237	1.6	6,239	2	0.0	0.7
地方特例交付金	9,018	▲1.3	9,036	18	0.2	1.0
地方交付税	203,498	▲5.0	195,449	▲8,049	▲4.0	22.3
国庫支出金	130,745	0.3	127,213	▲3,532	▲2.7	14.6
地方債 (うち臨時財政対策債)	119,107 14,488	7.0 皆増	126,493 32,261	7,386 17,773	6.2 122.7	14.4 3.7
使用料・手数料	16,073	1.1	16,178	105	0.7	1.9
雑収入	52,583	1.5	52,495	▲88	▲0.2	6.0
歳入計	893,071	0.4	875,666	▲17,405	▲1.9	100.0
給与関係経費	236,509	▲0.1	236,998	489	0.2	27.1
一般行政経費	205,994	4.5	208,068	2,074	1.0	23.8
補助	93,473	5.0	95,846	2,373	2.5	11.0
単独	112,521	4.1	112,222	▲299	▲0.3	12.8
公債費	127,901	5.7	134,314	6,413	5.0	15.3
維持補修費	10,165	1.2	10,124	▲41	▲0.4	1.1
投資的経費	271,705	▲4.4	245,985	▲25,720	▲9.5	28.1
直轄・補助	96,705	▲2.5	88,485	▲8,220	▲8.5	10.1
単独	175,000	▲5.4	157,500	▲17,500	▲10.0	18.0
公営企業繰出金	32,697	▲0.2	32,177	▲520	▲1.6	3.7
企業債償還費	21,522	3.2	22,033	511	2.4	2.5
その他	11,175	▲6.1	10,144	▲1,031	▲9.2	1.2
水準超経費	8,100	6.6	8,000	▲100	▲1.2	0.9
(一般歳出)	735,548	▲0.6	711,319	▲24,229	▲3.3	81.2
歳出計	893,071	0.4	875,666	▲17,405	▲1.9	100.0
				・一般財源比率 63.2% (13' 64.3%)		
				・公債依存度 14.4% (13' 13.3%)		

- (注) 1. 計数は各々四捨五入している。
2. 一般歳出は、歳出計から公債費、公営企業繰出金(企業債償還費)及び水準超経費を控除したもの。
3. 「臨時財政対策債」には、利払い等に伴う増発分(13'-120億、14'-935億)を含む。



補助金等の推移

(単位: 億円)

年度	一般歳出		補助金等予算額			(b)/(a)
	金額(a)	伸率	金額(b)	伸率	増▲減額	
55年度	307,332	5.1%	138,526	7.5%	9,669	45.1%
56年度	320,504	4.3%	145,067	4.7%	6,541	45.3%
57年度	326,200	1.8%	147,658	1.8%	2,591	45.3%
58年度	326,195	▲0.0%	149,950	1.6%	2,292	46.0%
59年度	325,857	▲0.1%	145,644	▲2.9%	▲4,305	44.7%
60年度	325,854	▲0.0%	144,301	▲0.9%	▲1,344	44.3%
61年度	325,842	▲0.0%	141,090	▲2.2%	▲3,211	43.3%
62年度	325,834	▲0.0%	140,779	▲0.2%	▲311	43.2%
63年度	329,821	1.2%	142,003	0.9%	1,224	43.1%
元年度	340,805	3.3%	147,401	3.8%	5,397	43.3%
2年度	353,731	3.8%	150,282	2.0%	2,882	42.5%
3年度	370,365	4.7%	156,561	4.2%	6,278	42.3%
4年度	386,988	4.5%	162,632	3.9%	6,071	42.0%
5年度	399,168	3.1%	167,112	2.8%	4,481	41.9%
6年度	408,548	2.3%	173,156	3.6%	6,043	42.4%
7年度	421,417	3.1%	181,236	4.7%	8,081	43.0%
8年度	431,409	2.4%	187,366	3.4%	6,129	43.4%
9年度	438,067	1.5%	192,020	2.5%	4,654	43.8%
9年度	(451,067)		(197,842)			(43.9%)
10年度	445,362	▲1.3%	196,501	▲0.7%	▲1,341	44.1%
11年度	468,878	5.3%	200,387	2.0%	3,886	42.7%
12年度	480,914	2.6%	206,969	3.3%	6,581	43.0%
13年度	486,589	1.2%	216,355	4.5%	9,386	44.5%
14年度	475,472	▲2.3%	<216,574>	<0.1%>	<220>	<45.5%>
14年度			220,895	2.1%	4,540	46.5%

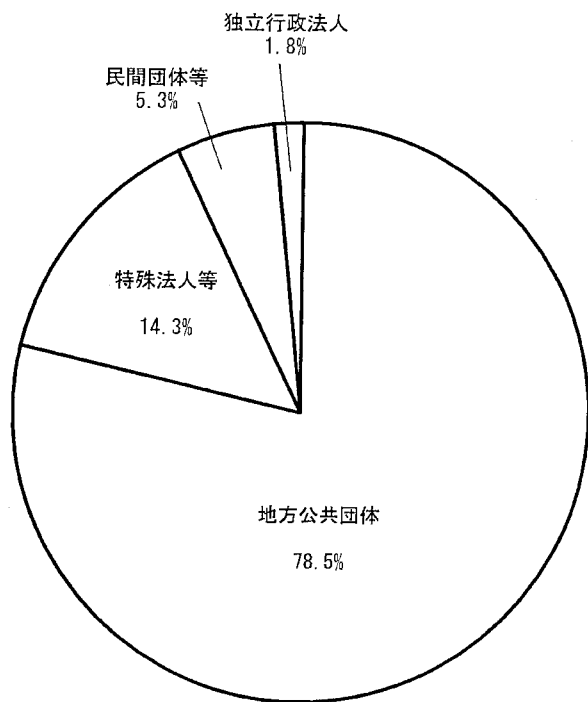
(注) 1. 計数は当初予算である。

2. 平成14年度<>書きは、特殊法人等改革に伴い、特殊法人等に対する出資金を補助金化したものを除いた計数である。

3. 平成10年度からは「産業投資特別会計繰入れ等」を含めた計数であり、平成9年度()書きは「産業投資特別会計繰入れ等」を含めた計数である。なお、平成10年度の伸率は、これと比較したものである。

[資料 1-11]

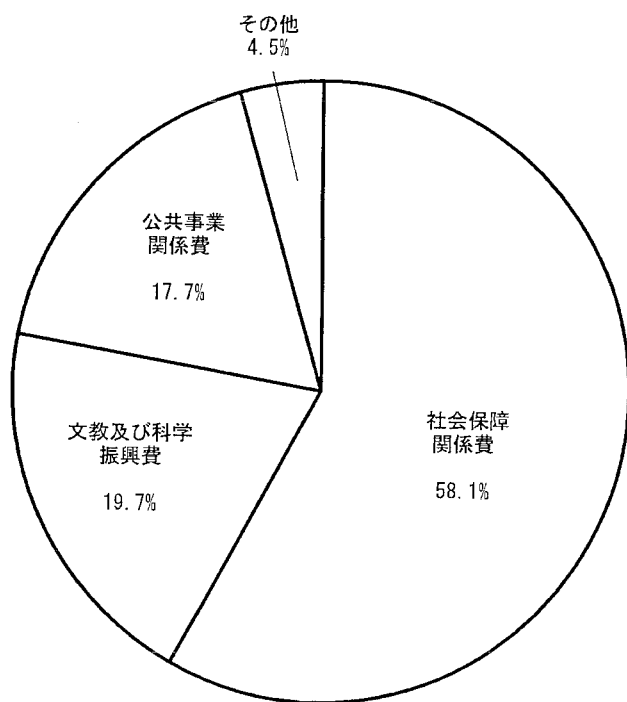
交付先別の概要



(単位:億円)

交付先	14年度 予算額	合計に占める 割合
地方公共団体	173,478	78.5%
うち国庫負担金	147,853	66.9%
うち国庫補助金	23,966	10.8%
特殊法人等	31,642	14.3%
独立行政法人	3,957	1.8%
民間団体等	11,818	5.3%
合計	220,895	100.0%

地方向け補助金等の主要経費別内訳



(単位:億円)

経費別	14年度 予算額	合計に占める 割合
社会保障関係費	100,872	58.1%
文教及び科学振興費	34,158	19.7%
公共事業関係費	30,719	17.7%
(主要三経費 計)	165,749	95.5%
その他	7,729	4.5%
合計	173,478	100.0%

社会保障に係る給付と負担の見通し

(単位:兆円)

	2002年度(予算ベース) (平成14)	2005年度 (平成17)	2010年度 (平成22)	2025年度 (平成37)
社会保障給付費	82	91	110	176
		2.1倍(年率3.4%の伸び)		↑
うち年金	44	48	57	84
		1.9倍(年率2.9%の伸び)		↑
医療	26	28	35	60
		2.3倍(年率3.7%の伸び)		↑
社会保障に係る負担	82	86	103	182
		2.2倍(年率3.5%の伸び)		↑
社会保障負担	58	59	70	124
		2.1倍(年率3.4%の伸び)		↑
社会保障に係る公費負担	24	27	33	58
		2.4倍(年率3.9%の伸び)		↑
国民所得	365	376	414	557
		1.5倍(年率1.9%の伸び)		↑

(注) 社会保障給付費、社会保障に係る負担及び国民所得の各計数は、「社会保障の給付と負担の見通し(平成12年10月改訂版)」(平成14年5月 厚生労働省)による。

社会保障制度改革について（スケジュール）

平成	医 療	年 金	介 護	少 子 化 対 策 等
12 年度 (2000)	<p>「健康日本 2 1」 12 年度からの 10 年計画</p>		<p>「ゴールドプラン 2 1」 (12~16 年度)</p>	<p>「新エンゼルプラン」(12~16 年度) ・児童手当改正法施行</p>
<p>「社 会 保 障 改 革 大 綱」(平成 13. 3. 30)</p>				
13 年度 (2001)	<p>「医療制度改革大綱」 (H13. 11. 29)</p>	<p>・確定拠出年金法成立 ・確定給付企業年金法成立</p>		<p>・児童手当制度の拡充</p> <p>「仕事と子育ての両立支援策の方針について」(平成 13. 7. 6 閣議決定) ・待機児童ゼロ作戦の推進 ・放課後児童クラブの整備</p>
14 年度 (2002)	<p>・診療報酬等改定(4月) ・健保法等改正法成立</p> <p>①各制度・世代を通じた給付と負担の見直し ②後期高齢者への施策の重点化 ③急速に増大する老人医療費の伸びの適正化 ④国民健康保険の財政基盤の強化</p> <p>・医療保険制度改革の基本方針等</p> <p>①医療保険制度の体系の在り方 ②新しい高齢者医療制度の創設 ③診療報酬体系の見直し</p> <p>(14 年度中に基本方針を策定)</p>		<p>・第 2 期事業計画期間(15~17 年度)に向けた介護保険事業計画、介護報酬の見直し</p>	<p>・児童扶養手当</p> <p>14 年 8 月から、就労等による収入の増加が、児童扶養手当収入を含めた総収入の増加につながるよう、所得により支給制限を行う場合の限度額について見直しを行ったほか、その場合の所得の範囲及びその額の計算方法についても見直しを行った。</p> <p>・「障害者プラン」終了 (平成 8 年度~平成 14 年度末)</p>
15 年度 (2003)			<p>・介護報酬改定(4月) ・第 2 期事業期間スタート(4月)</p>	<p>・新しい「障害者プラン」開始 (平成 15 年度~平成 19 年度末)</p>
16 年度 (2004)	<p>↓</p> <p>「速やかに所要の措置 ②は概ね 2 年を目途</p>	<p>・次期財政再計算(16 年までに)</p> <p>12 年年金改正法附則第 2 条 基礎年金については、給付水準及び財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面平成 16 年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の 2 分の 1 への引上げを図るものとする。</p>	<p>介護保険法附則第 2 条 法律の施行後 5 年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。</p>	
17 年度 (2005)				

経済・社会構造は大きく変貌

- 経済の成熟化(低成長・低インフレ)
- 急激な少子高齢化の進展

平均寿命の大幅な伸長

	1960	2000	
女	70.19 歳	⇒ 84.60 歳	(+14.41 歳)
男	65.32 歳	⇒ 77.72 歳	(+12.40 歳)

出生率の低下

1960	2000	2050	
2.00	⇒ 1.36	⇒ 1.39	(1.61:前回中位推計)

65歳以上人口割合の急激な上昇

1960	2000	2050
5.7%	⇒ 17.4%	⇒ 35.7%

- 高齢者世帯は収入面、貯蓄面において平均的には現役と遜色のない水準。

年金制度への影響

年金制度: 将来世代の負担増で給付を支えるという世代間扶養の考え方が基本

前提の変化

- 現役の収入の鈍化、支え手の減少
- 年金受給期間の伸長

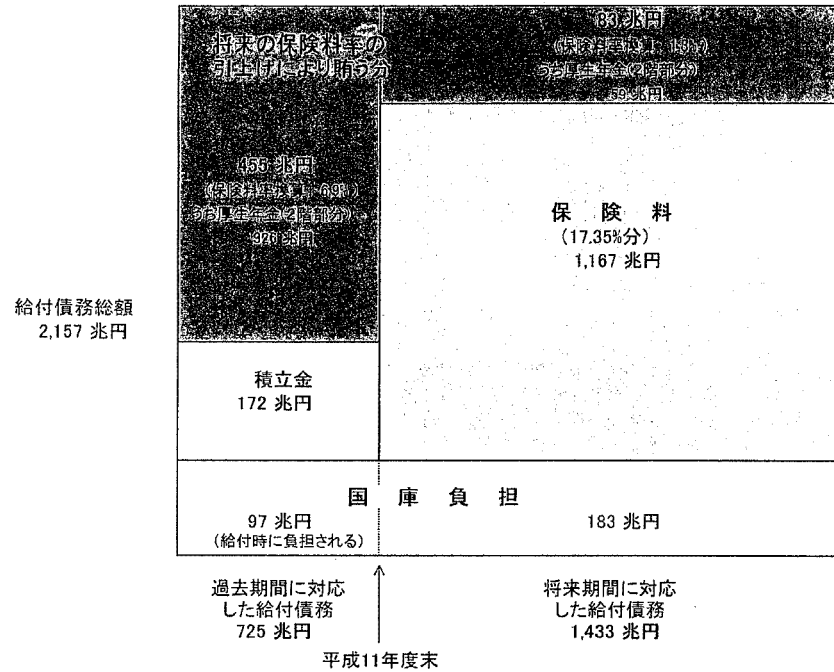
現行給付設計のままでは、
将来世代は大幅な負担増。

- ・ 世代間の不公平感のさらなる高まり
- ・ 経済活力への影響
- ・ 頻繁な制度改正への不信感

給付抑制の必要性

改正を繰り返す必要のない制度の構築

厚生年金の給付債務と財源構成
(改正制度(国庫負担割合1/3))

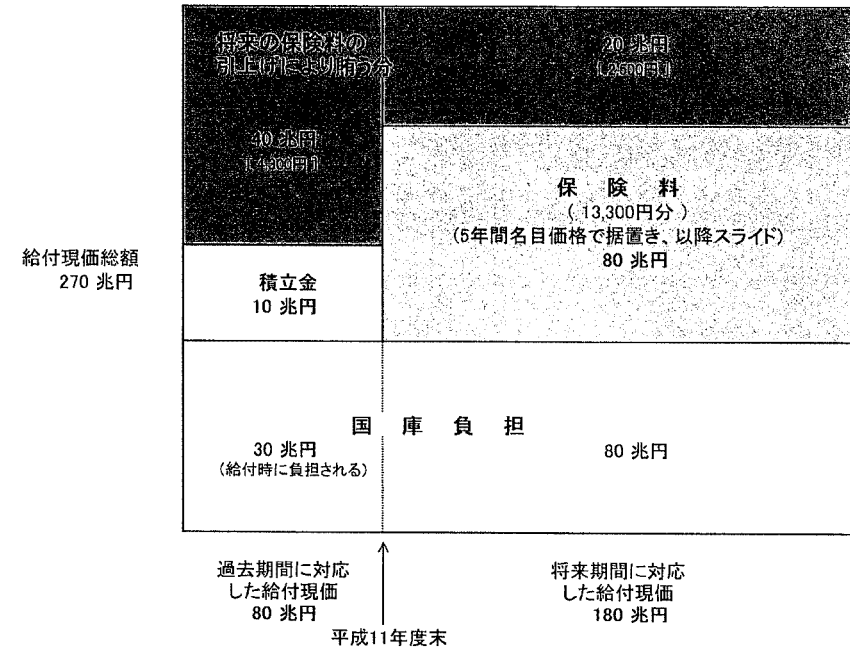


改正制度に基づき、国庫負担割合は1/3としている。

(注) 賃金上昇率 2.5%
物価上昇率 1.5%
運用利回り 4.0%

※ 保険料率は、すべて標準報酬ベース
積立金の1・2階への振分け額については、現行制度における給付現価の比率で按分している。

国民年金の給付現価と財源構成
(改正制度(国庫負担割合1/3))



(注) 年金改定率 2.5%
物価上昇率 1.5%
運用利回り 4.0%

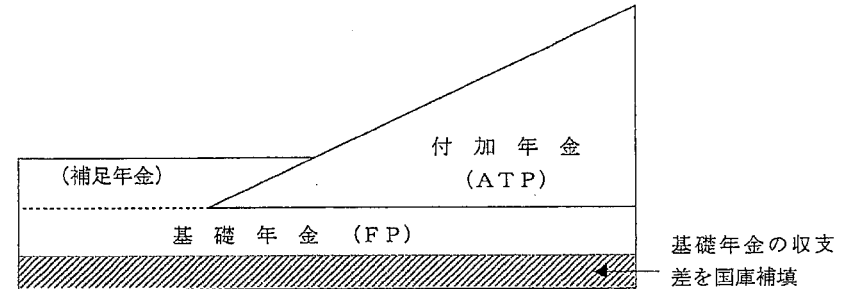
[]内は保険料換算(平成11年度価格)(13,300円分)については12,700円となる。

スウェーデンの年金改革

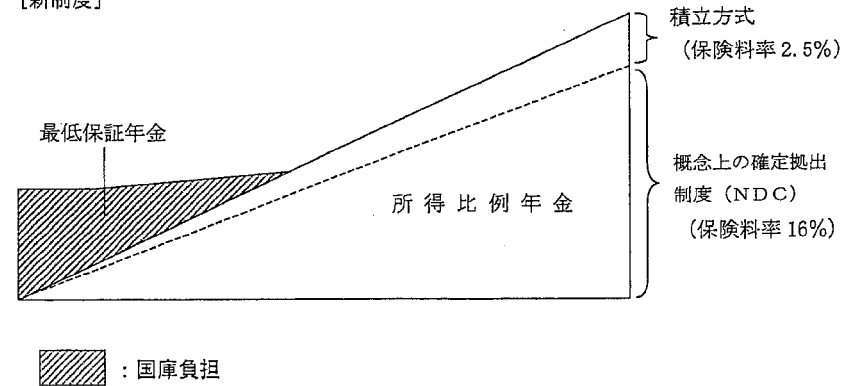
- ・ 2階建て(基礎年金+付加年金)の体系から所得比例年金に一本化。
- ・ 保険料率を将来にわたり 18.5%で固定化し、その範囲内で給付を行う仕組みに転換し、給付を抑制。
- ・ 人口推計等の前提の変化に対応した自動財政均衡(給付調整)メカニズムの導入。
- ・ 旧制度の基礎年金に入っていた国庫負担については、年金本体への投入は廃止され、低額年金の者に重点化。

※ 高齢化のスピード、現行保険料率の水準等、我が国とは状況の違いあり。

[旧制度]



[新制度]

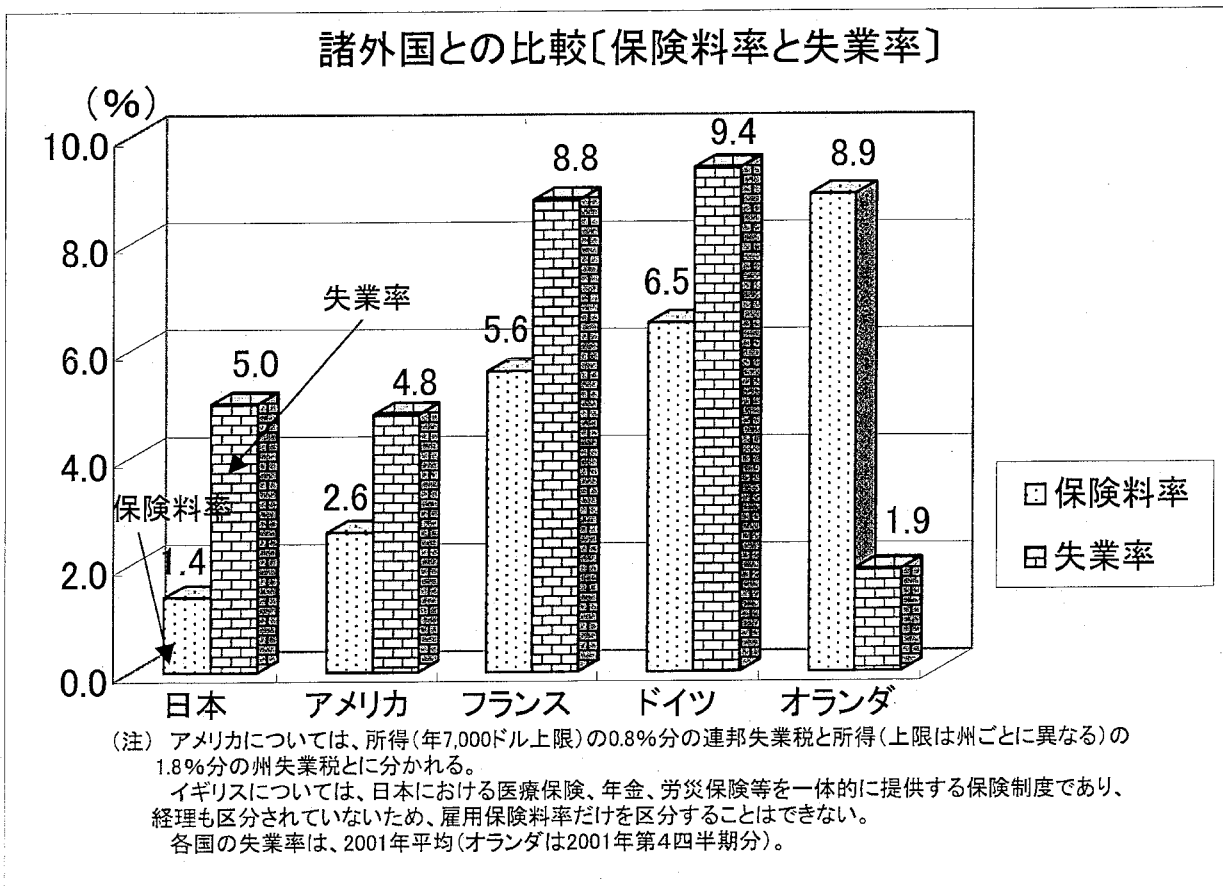
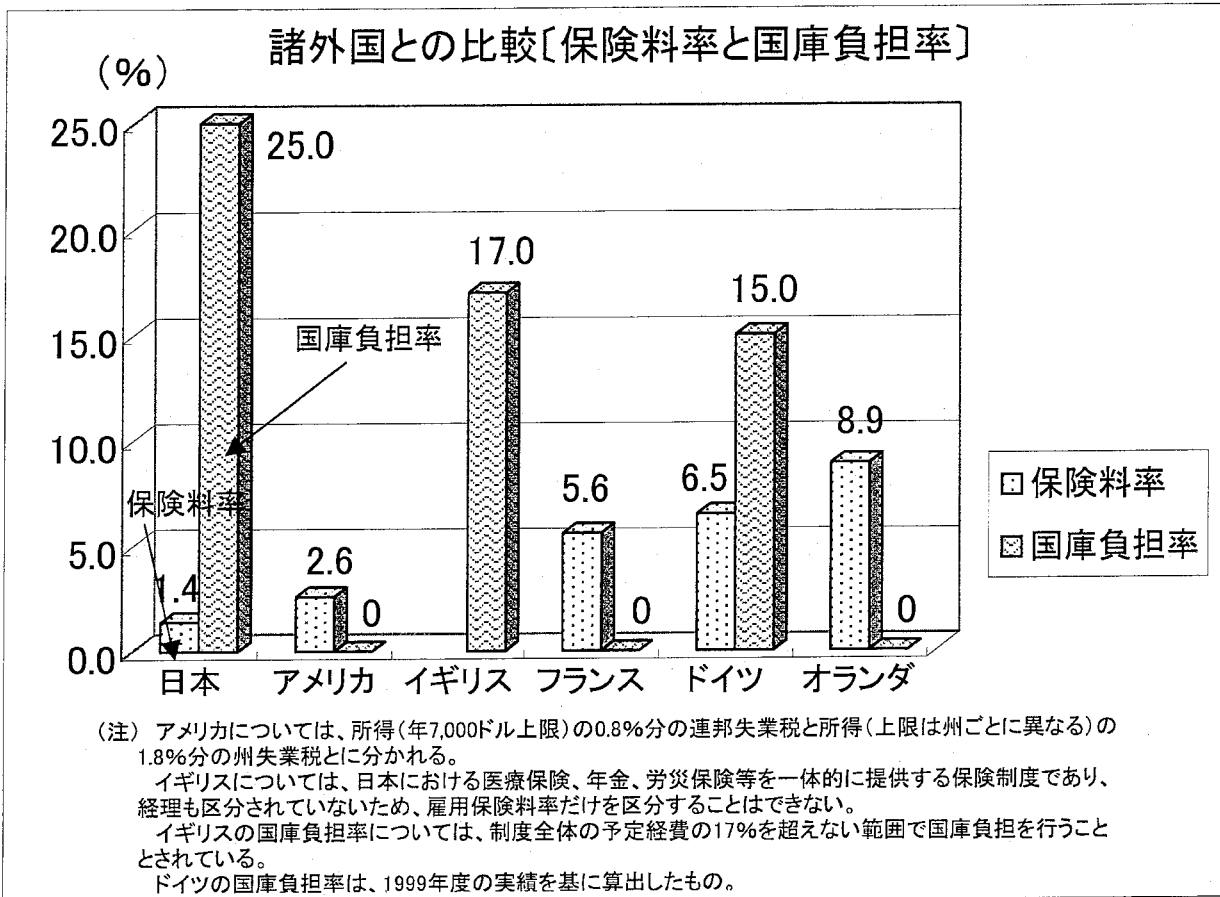


労働保険特別会計雇用勘定収支状況

(単位:億円)

		5年度 (決算)	6年度 (決算)	7年度 (決算)	8年度 (決算)	9年度 (決算)	10年度 (決算)	11年度 (決算)	12年度 (決算)	13年度 (決算見込)	14年度 (予算)	15年度 (要求)
失業等 給付	収入	18,187	17,797	18,593	18,413	19,423	17,397	17,317	16,239	23,829	23,125	25,810
	うち 保険料収入	12,266	12,270	12,457	12,650	12,923	12,929	12,335	12,164	18,251	18,336	20,480
	うち 国庫負担金	2,810	2,672	3,374	3,273	4,388	3,078	4,012	3,354	4,884	4,489	5,139
	支出	16,126	17,996	20,221	21,358	23,203	27,018	27,806	26,660	27,275	26,675	30,154
	うち 求職者給付	13,977	15,806	17,327	17,952	19,326	22,739	23,257	21,764	22,498	17,219	21,638
	差引 剰余	2,061	▲ 199	▲ 1,628	▲ 2,945	▲ 3,780	▲ 9,621	▲ 10,489	▲ 10,421	▲ 3,446	▲ 3,550	▲ 4,344
	積立金残高	47,527	47,328	45,700	42,755	38,975	29,354	18,865	8,444	4,998	1,448	-
三 事 業	収入	5,367	5,369	5,451	5,537	5,656	5,660	5,399	5,324	5,346	5,366	5,110
	支出	5,641	5,666	6,746	5,839	5,037	4,680	5,392	6,015	5,839	6,093	5,443
	差引 剰余	▲ 274	▲ 297	▲ 1,295	▲ 302	619	980	7	▲ 691	▲ 493	▲ 727	▲ 333
	雇用安定資金	4,081	3,784	2,489	2,187	2,806	3,786	3,793	3,102	2,609	1,882	1,549

保険料率、国庫負担率及び失業率の国際比較



公共事業関係長期計画一覧

(単位：億円)

区 分	期 間 等	総 事 業 費	公共分事業費
治 水	第8次：平4～平8	175,000	109,000
	第9次：平9～平15	(1.37) 240,000	(1.06) 116,000
急 傾 斜 地	第3次：平5～平9	11,500	5,800
	第4次：平10～平14	(1.03) 11,900	(1.02) 5,900
治 山	第8次：平4～平8	27,600	19,000
	第9次：平9～平15	(1.37) 37,700	(1.05) 20,000
海 岸	第5次：平3～平7	13,000	10,400
	第6次：平8～平14	(1.36) 17,700	(1.29) 13,400
道 路	第11次：平5～平9	760,000	494,000
	第12次：平10～平14	(1.03) 780,000	(0.94) 462,000
港 湾	第8次：平3～平7	57,000	35,900
	第9次：平8～平14	(1.31) 74,900	(1.20) 43,100
空 港	第6次：平3～平7	31,900	21,750
	第7次：平8～平14	(1.13) 36,000	(1.30) 28,260
住 宅		(千戸)	(千戸)
	第七期：平8～平12	7,300	3,525
	第八期：平13～平17	(0.88) 6,400	(0.92) 3,250
下 水 道	第7次：平3～平7	165,000	100,000
	第8次：平8～平14	(1.44) 237,000	(1.32) 131,700
廃棄物処理施設	第7次：平3～平7	28,300	16,050
	第8次：平8～平14	(1.78) 50,500	(1.56) 25,000
都 市 公 園 等	第5次：平3～平7	50,000	22,300
	第6次：平8～平14	(1.44) 72,000	(1.25) 27,800
土 地 改 良	第3次：昭58～平4	328,000	287,000
	第4次：平5～平18	(1.25) 410,000	(1.13) 323,600
森 林 整 備	第1次：平4～平8	39,000	28,500
	第2次：平9～平15	(1.38) 53,800	(1.00) 28,500
漁 港 漁 場 整 備	第1次：平14～平18	-	-
漁 港	第9次：平6～平13	30,000	23,500
沿 岸 漁 場 整 備	第4次：平6～平13	6,000	4,200
交 通 安 全	第5次：平3～平7	道路管理者分	道路管理者分
		18,500	15,900
	(1.34) 24,800	(1.34) 21,300	
	第6次：平8～平14	公安委員会分	公安委員会分
1,650		1,550	
(1.27) 2,100	(1.23) 1,900		
合 計		1,735,350	1,190,950
(除く住宅)		(1.20) 2,084,400	(1.07) 1,276,160

(注) 1. () 内の計数は前計画に対する倍率である。

2. 漁港漁場整備長期計画はアウトカム目標に重点を置くこととしており、事業量は総事業費ではなく、実施の対象地区数等(漁港漁場関係：概ね1100地区、漁村関係：概ね430地区等)で示すこととしている。

3. 現行の公共事業関係長期計画15本のうち、9本は平成14年度が終期となっている。

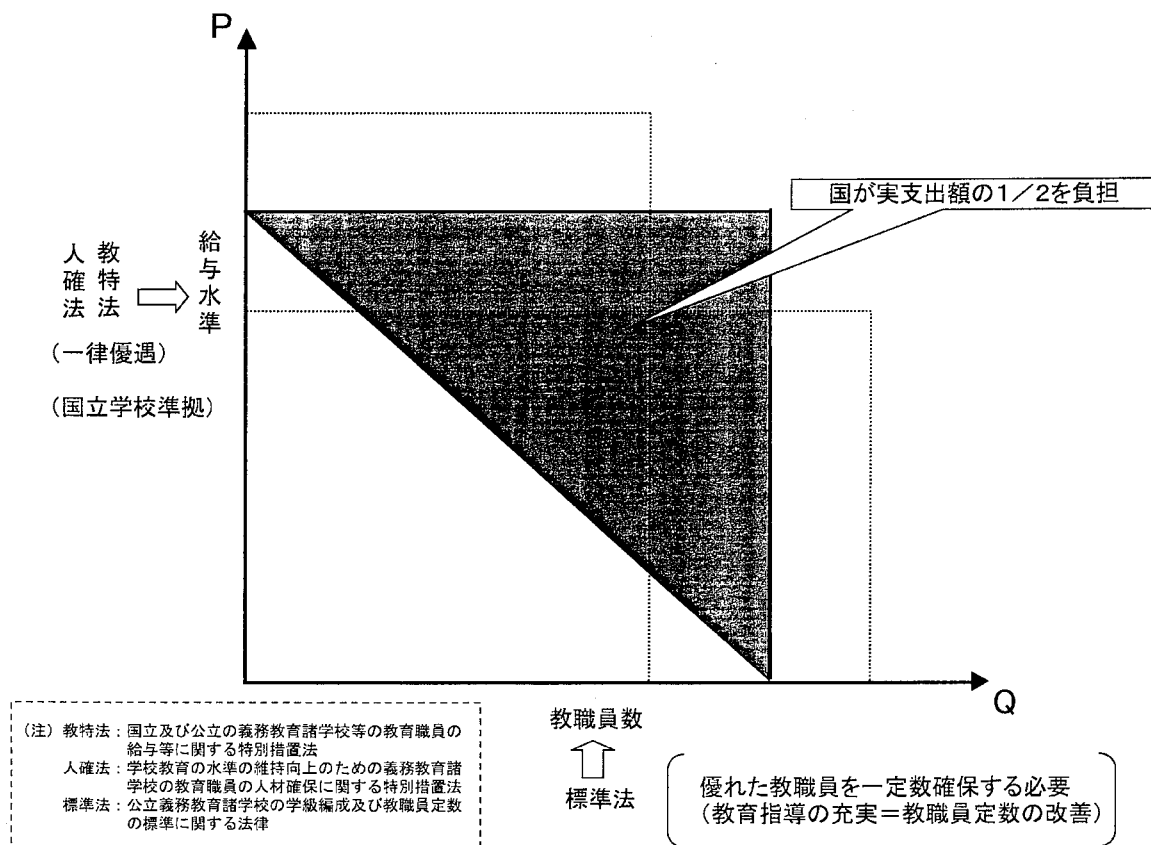
道 路 特 定 財 源 一 覧

税 目		道 路 整 備 充 当 分	税 率	平成14年度税収 (億円)
国	揮発油税 昭和24年創設 昭和29年より特定 財源	全額 (昭和60年度より1/15を道路整備 特別会計に直入。昭和63年度よ り 1/4に拡大している。)	(暫定税率) 48.6 円/ℓ (本則税率) 24.3 円/ℓ	28,442 (28,414)
	石油ガス税 昭和41年創設	収入額の 1/2 (1/2は石油ガス譲与税として地 方に譲与される。)	(本則税率) 17.5 円/kg	140 (132)
	自動車重量税 昭和46年創設	収入額の国分 (3/4) の8割 (収入額の 3/4は国の一般財源で あるが、税創設及び運用の経緯 から8割相当額は道路財源とさ れている。)	[例] 自家用乗用 (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	6,720 のうち2,247 を一般財源として 活用>
	計			35,302 (35,266)
地	地方道路譲与税 昭和30年創設	地方道路税の収入額的全額 (揮発油税と併課される) 43/100：都道府県及び指定市 57/100：市町村	(暫定税率) 5.2 円/ℓ (本則税率) 4.4 円/ℓ	3,023
	石油ガス譲与税 昭和41年創設	石油ガス税の収入額の 1/2 ：都道府県及び指定市	石油ガス税を参 照	140
	自動車重量譲与税 昭和46年創設	自動車重量税の収入額の 1/4 ：市町村	自動車重量税を 参照	2,798
	軽油引取税 昭和31年創設	全額 ； 都道府県及び指定市	(暫定税率) 32.1 円/ℓ (本則税率) 15.0 円/ℓ	11,851
	自動車取得税 昭和43年創設	全額 3/10：都道府県及び指定市 7/10：市町村	(暫定税率) 自家用は 取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	4,657
計			22,469	
合 計				57,771 (57,735)

- 注) 1. 税収は平成14年度当初予算(案)及び平成14年度地方財政計画(案)による。なお、()書
きは、決算調整額(税収の平成12年度決算額と平成12年度予算額との差：揮発油税及び石油ガス
税については2年後の道路整備費で調整することとされている。)を含んだ額である。
2. 自動車重量税の税収は国分の8割相当額であり、平成14年度においては、このうち2,247
億円を一般財源として活用することとしている。
3. 暫定税率の適用期限は平成15年3月末(自動車重量税については平成15年4月末)。
4. 四捨五入の関係で、合計が一致しないところがある。
5. 地方公共団体の一般財源である自動車税の平成14年度税収は18,182億円、軽自動車税の
平成14年度税収は1,355億円。(いずれも平成14年度地方財政計画による。)

[資料 4-1]

義務教育費国庫負担制度(イメージ)



[資料 4-2]

義務教育に関する財政支出の状況

①小中学校に対する公教育費支出の状況

	平成元年	平成12年	元年→12年
児童生徒数(小中学校) (A)	1,523万人	1,147万人	△ 25%
公教育費(小中学校費) (B)	9.3兆円	10.3兆円	+ 11%
(B) / (A)	61万円	90万円	+ 47%

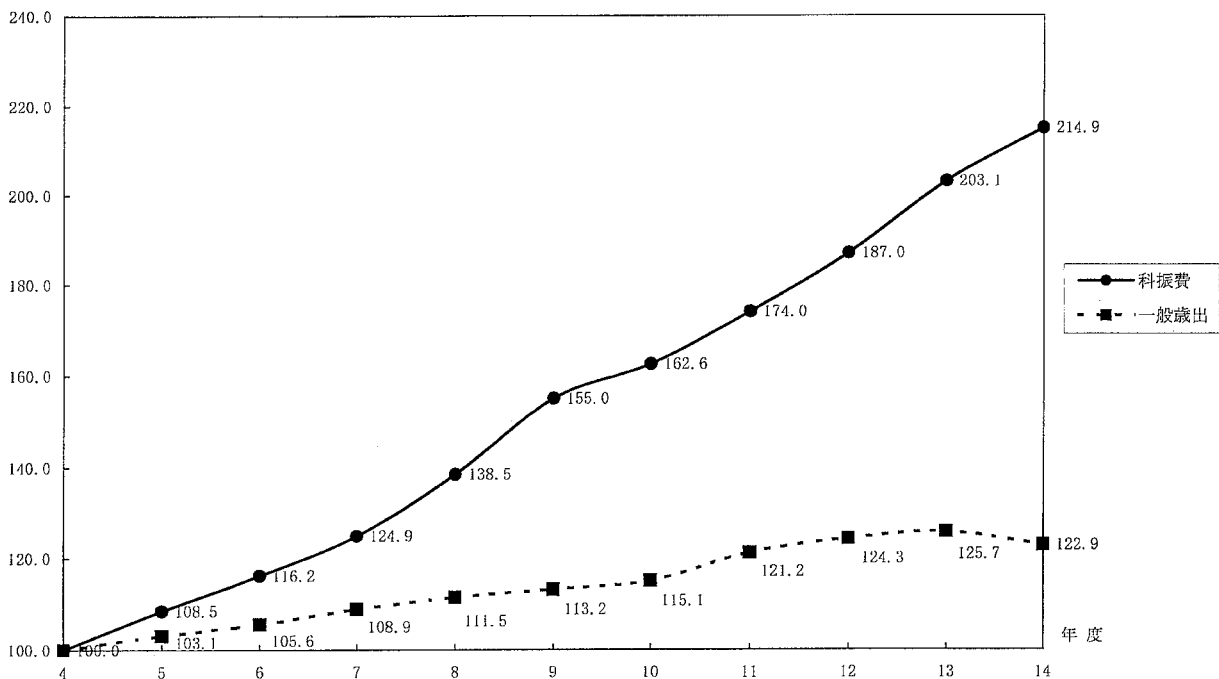
(注) 地方教育費調査(平成13年度版)他文部科学省より

②義務教育費国庫負担金の状況

	平成元年	平成14年	元年→14年
公立小中学校の児童生徒数 (A)	1,488万人	1,072万人	△ 28%
義務教育費国庫負担金予算額 (B)	2兆2,972億円	3兆564億円	+ 33%
(B) / (A)	15.4万円	28.5万円	+ 85%

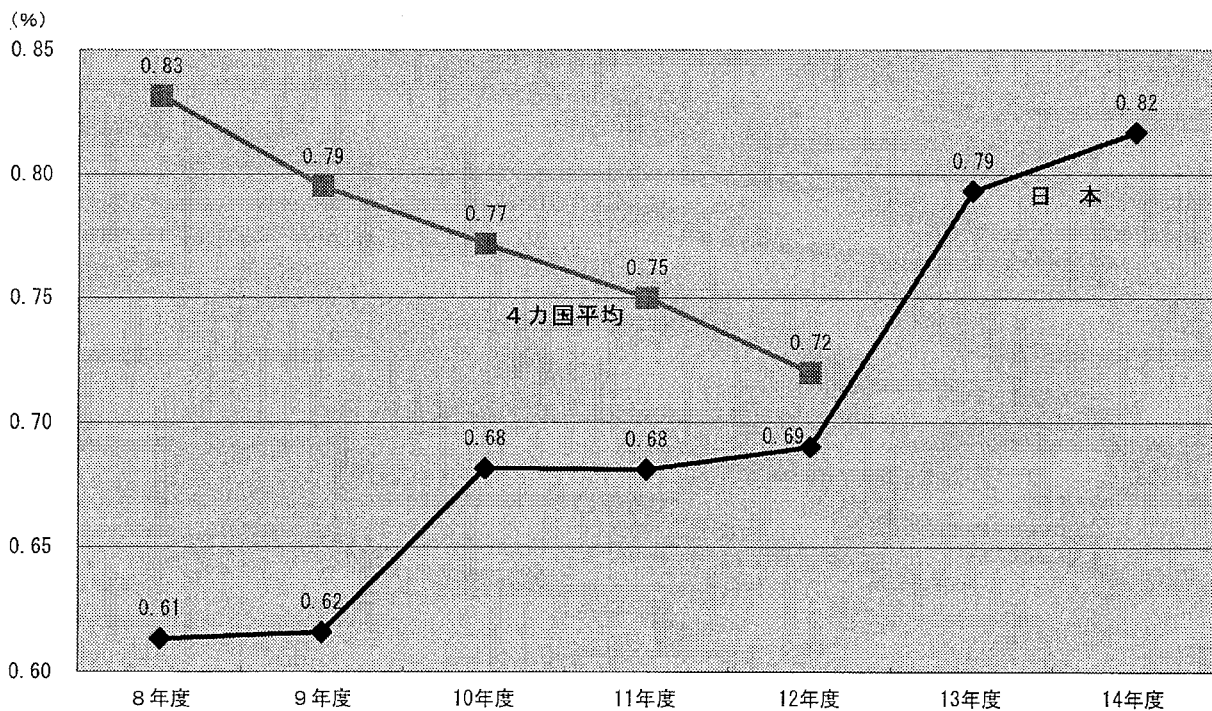
(注) 元年度の予算額からは、平成5年度に一般財源化した共済費追加費用相当額(1,772億円)を除いている。

科学技術振興費と一般歳出の対比



(注) 1. 平成4年度を100とした場合、科学技術振興費と一般歳出の予算の推移
 2. 平成10年度以降の一般歳出は、産業投資特別会計繰入れ等を含めたベース

日本及び主要4カ国（米・独・仏・英）における政府負担研究費の対GDP比の推移



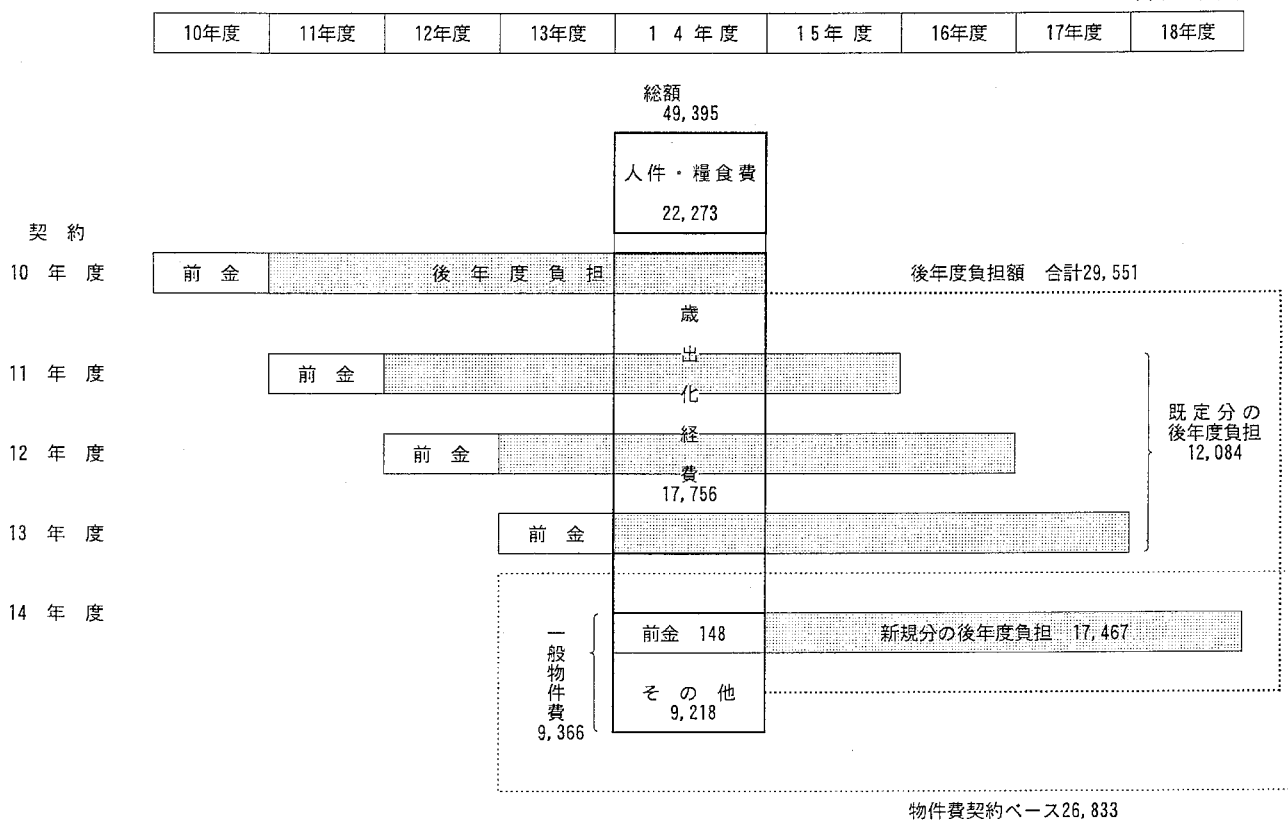
(注) 日本のデータは12年度までは決算ベース、13、14年度は当初予算ベース（地方を含む）。13年度の補正を含めた場合、対GDP比0.91%となる。

(出典) 科学技術の振興に関する年次報告（平成13年度）他

[資料5]

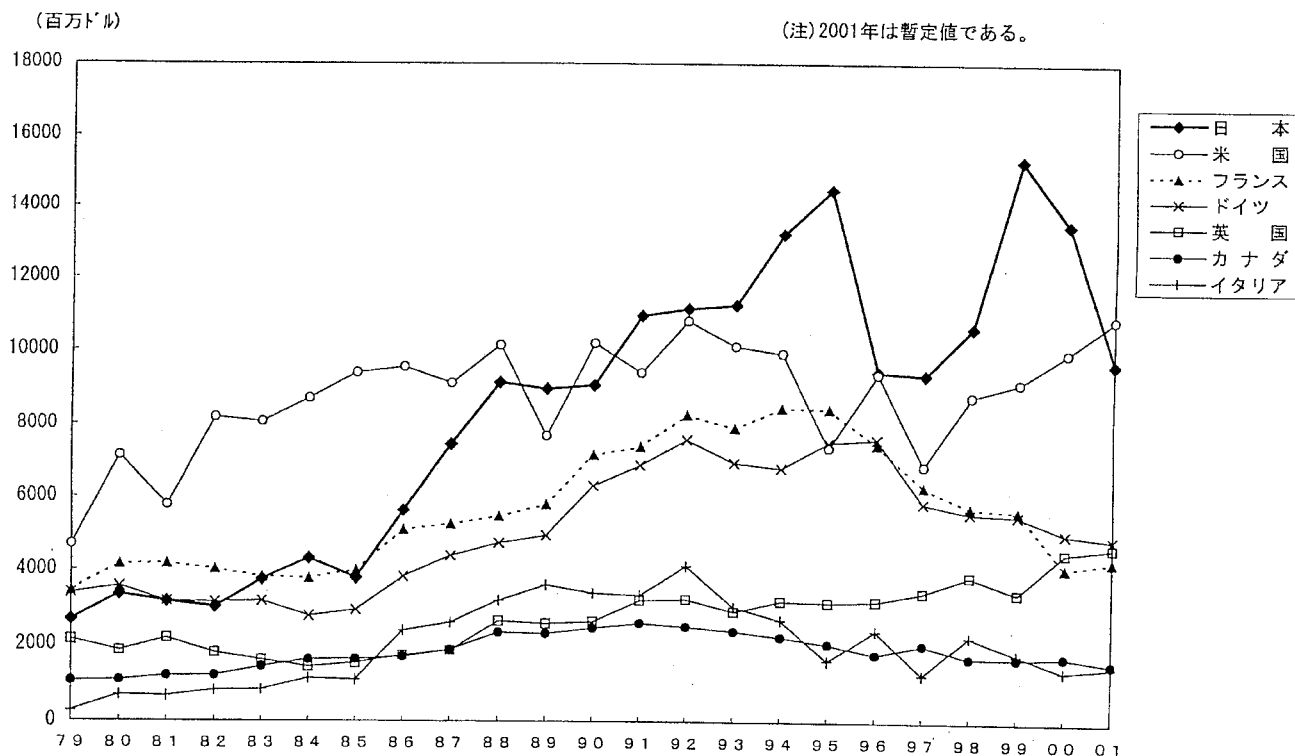
14年度防衛関係費の構造（SACO関係経費を除く）

（単位：億円）

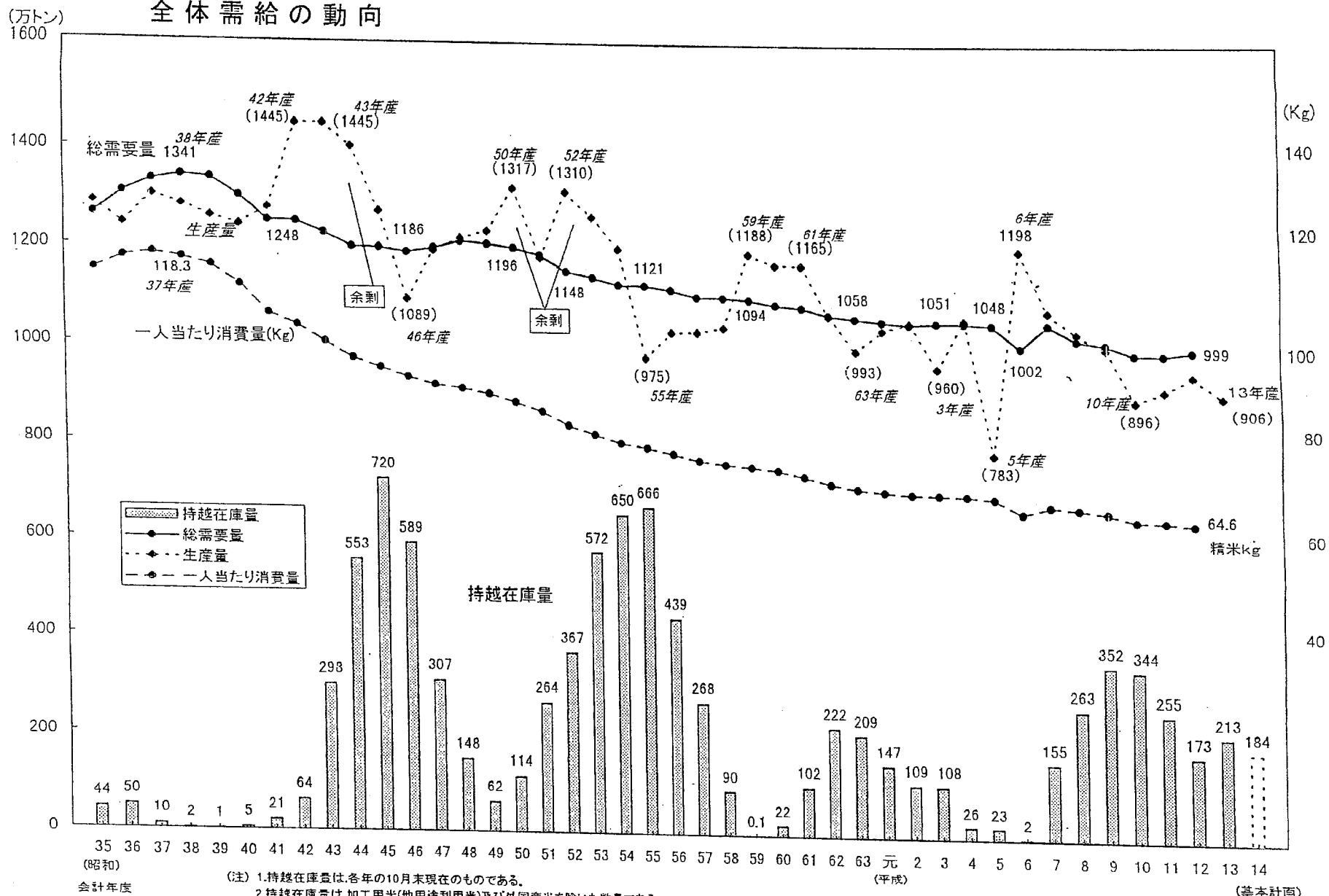


[資料6]

G7諸国のODA実績の推移（支出純額ベース）



米政策の見直し 全体需給の動向



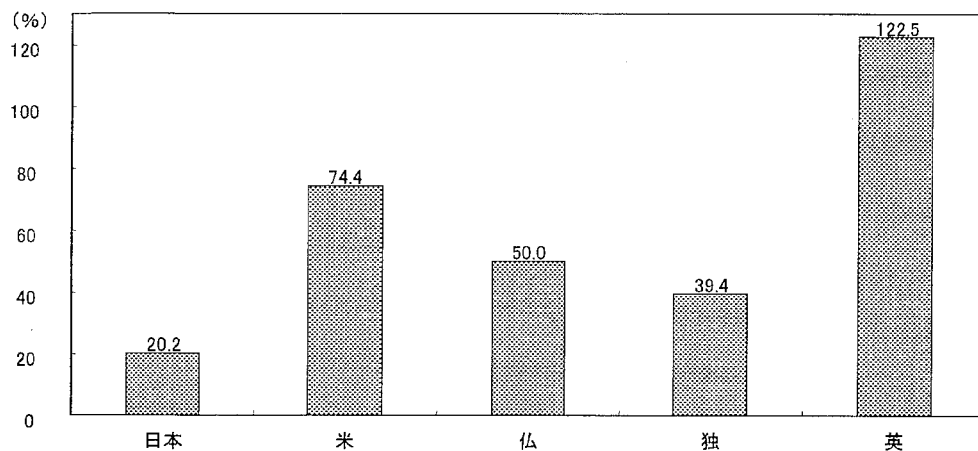
(注) 1. 持越在庫量は、各年の10月末現在のものである。
 2. 持越在庫量は、加工用米(他用途利用米)及び外国産米を除いた数量である。
 3. 平成11年度の米の総需要量及び一人当たり消費量は食料需給表による速報値である。
 4. 平成12年10月末持越在庫は、「平成12年緊急総合米対策」により援助用隔離した75万トンを除いた数量である。

農業委員会・協同農業普及事業

農業就業人口と農業委員会・普及事業関係者数の推移

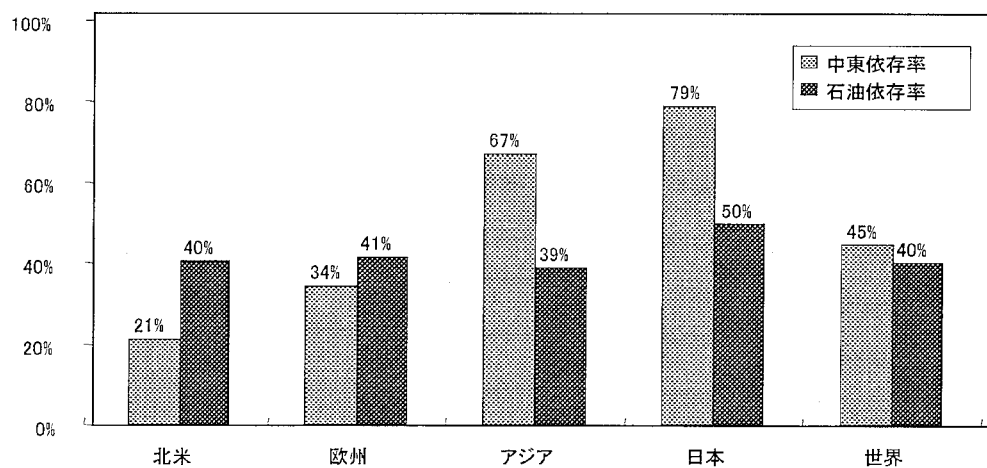
	S 4 0 ①	S 5 0	S 6 0 ②	H 1 4 (直近) ③	H14/S40 ③/①	H14/S60 ③/②
○ 農業就業人口等						
・ 農業就業人口 (万人)	1,099	669	485	285	▲74%	▲41%
・ 就業人口	4,796	5,314	5,836	6,298		
・ 割合 (%)	22.9	12.6	8.3	4.5		
・ 基幹的農業従事者数 (万人)	894	489	370	240	▲73%	▲35%
・ 専業農家戸数 (万戸)	122	62	63	44	▲64%	▲29%
○ 農業関係者						
・ 農業委員会系統	92,875	82,531	79,576	74,489	▲20%	▲6%
農業委員会数 (委員数)	3,450 (74,593)	3,316 (66,551)	3,289 (64,080)	3,223 (59,254)		
(職員数)	(13,674)	(11,480)	(10,967)	(10,760)		
県会議数 (会議員数)	46 (4,157)	47 (4,057)	47 (4,019)	47 (3,909)		
(職員数)	(379)	(363)	(424)	(495)		
全国会議所 (役職員数)	72	80	86	71		
・ 普及事業	13,745	12,578	11,734	9,849	▲28%	▲16%
専門技術員数	866	856	727	635		
普及センター数 (改良普及員数)	1,123 (12,879)	615 (11,722)	611 (11,007)	464 (9,214)		

【各国のエネルギー自給率(1999年)】



出所:IEA「ENERGY BALANCES OF OECD COUNTRIES 1998-1999」

【世界の石油の中東依存率と石油依存率(2000年)】



出典:BP統計2001

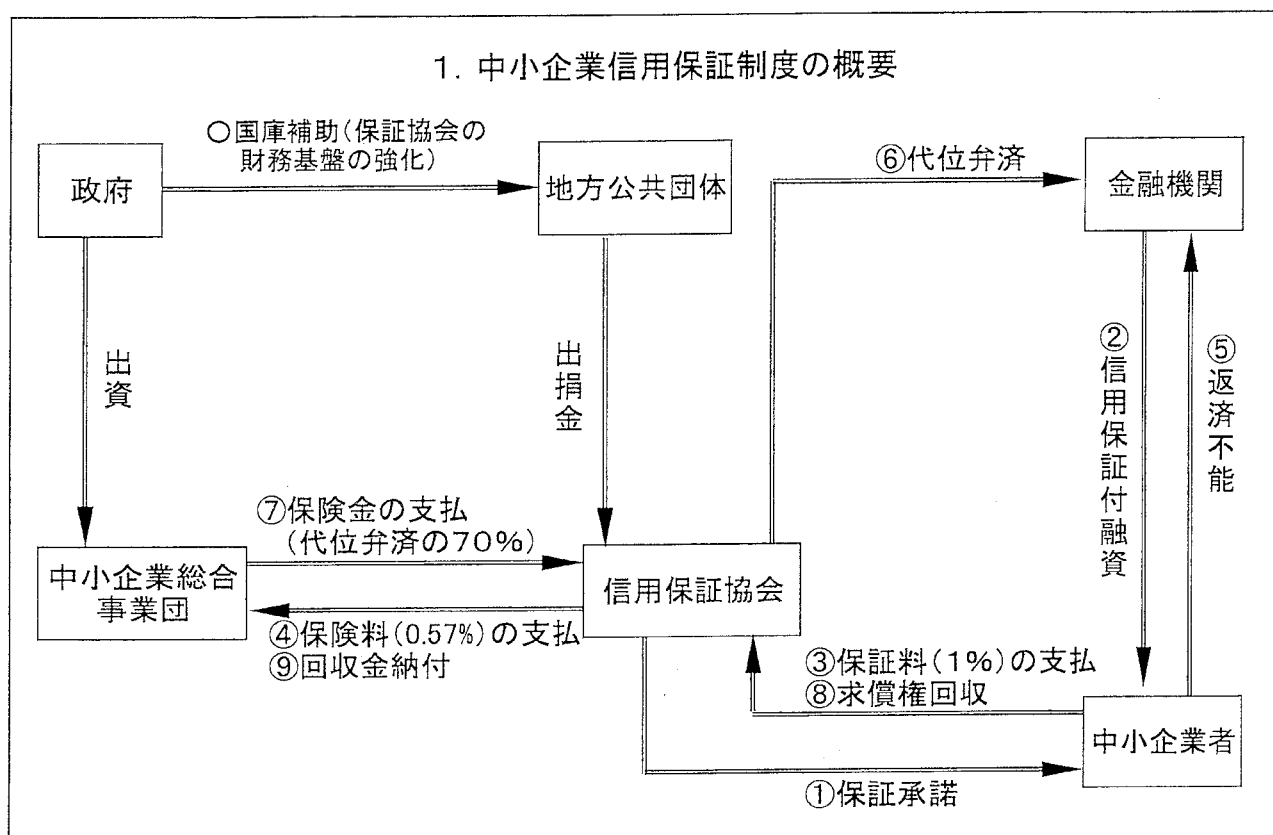
【主要国の一次エネルギー供給とその割合(1999年)】

	(%)				
	日本	米国	仏	独	英国
一次エネルギー供給 (石油換算百万トン)	515	2270	255	337	230
石炭	17	24	6	24	15
石油	52	39	35	40	36
天然ガス	12	23	14	21	36
原子力	16	9	40	13	11
水力	1.4	1.1	2.4	0.5	0.2
再生可能エネルギー等	2	4	5	1	1

出典:IEA「ENERGY BALANCES OF OECD COUNTRIES 1998-1999」

[資料 9]

中小企業向け信用保証制度について



(注) 上記の保険料、保険金のおん補率及び保証料は、普通保証のケース

2. 中小企業総合事業団信用保険部門の収支状況

(単位:億円)

		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
保険収支	一般分	▲ 2,135	▲ 1,277	▲ 1,896	▲ 2,333	▲ 2,466
	特別分	252	▲ 817	▲ 2,609	▲ 3,463	▲ 3,564
	計	▲ 1,883	▲ 2,093	▲ 4,504	▲ 5,796	▲ 6,030
その他収支等		1,883	228	▲ 221	▲ 158	▲ 309
損益		0	▲ 1,866	▲ 4,726	▲ 5,954	▲ 6,339
保険準備基金残高		7,223	8,747	10,009	5,754	▲ 295

(注) 1. 14年度の計数は見込み。
2. 保険収支計欄、損益欄は、四捨五入で計数整理したため不一致がある。

司法修習生手当（給費制）の見直しの必要性

司法修習制度は、国民の権利義務に大きな影響を与える司法を支える法曹を統一的に養成する観点から、給費を支給して実施されているものであるが、

- 国家公務員の身分を持たない者に対する給与の支給は、極めて異例の取扱い（公費の在り方が厳格に問われるようになった今日、説明が困難ではないか）
- 司法修習は個人が法曹資格を取得するためのものであり、受益と負担の観点からは、必要な経費は修習生が負担するのが筋
- 現行の給費制は法曹人口が希少であった戦後間もなくに導入されたものであるが、法曹人口に係る情勢は大きく変化（また、現下の厳しい社会経済情勢や各種の公的給与・給付の見直し等に照らしても妥当といえるか）

（注）司法試験合格者数 昭和24年：265 → 平成16年：1500 → 平成22年頃：3000

（*）司法修習1年半の公費負担（修習生一人当たり）は、義務教育9年間のそれ（子供一人当たり、約750万円）を上回る
〔約900万円、施設整備費を除くもの
うち 司法修習生手当・共済負担金 約650万円〕

- ◎ 司法修習生手当については、各種の公的給与・給付の見直し等も踏まえ、受益と負担の観点等から、できるだけ早期に給費制は廃止し、貸与制への切替えを行うことが適当ではないか。